

平成25年度

市貝町奨学生募集要項

【応募期間 平成24年12月10日（月）～平成25年3月15日（金）】

この奨学金は、教育の機会均等を得させるため、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学できない者に学資を貸与して人材を育成することを目的としています。

1 出願資格

- (1) 本町に居住する者又は本町に居住する者の子弟である者
- (2) 学術優秀、品行方正及び身体強健な学生生徒であって資金がなく就学困難な者
- (3) 高等学校、大学又はこれと同程度以上の学校に在学する者

2 貸与額

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 高等学校又は高等専門学校 | 月額 10,000円 |
| (2) 大学、短期大学又は各種専門学校 | 月額 20,000円 |

3 貸与期間

入学又は在学する学校の正規の修学期間とします。

4 償還方法

学校卒業後1年を経過してから、貸与期間の2倍に相当する期間内において、月賦、半年賦又は年賦により償還していただきます。また、いつでも繰上げ償還することができます。

5 出願手続

(1) 出願書類（各1部）

① 奨学金貸与願書 ※連帯保証人（やむを得ない事情がある場合を除き、町内在住で、町税を完納している方）が2名必要です

② 奨学生推薦書 ※出身学校長又は在学学校長の推薦書

(2) 提出先及び提出期限

提出先 市貝町教育委員会事務局 こども未来課（市貝町役場2階）
電話 0285-68-1119

提出期限 平成25年3月15日（金）必着

6 奨学生の選考及び決定

市貝町奨学金運営委員会において選考を行い、奨学生を決定します。

7 その他

申込書類（奨学金貸与願書・奨学生推薦書）は、市貝町教育委員会、市貝中学校、芳賀郡市内の各県立高等学校、烏山高等学校においてあります。

また、市貝町役場ホームページからも申込書類の様式をダウンロードできます。詳しくは、市貝町役場ホームページ（<http://www.town.ichikai.tochigi.jp/forms/top/top.aspx>）をご覧ください。